

平成 28 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 エ イ ア ン ド テ ィ ー
代 表 者 の 役 職 氏 名	代 表 取 締 役 社 長 三 坂 成 隆 (コード番号：6722)
問 い 合 わ せ 先	取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 新 国 泰 正
電 話 番 号	0 4 5 - 4 4 0 - 5 8 1 0 (代)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 22 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示のとおり、本日開催の第 39 回定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行に伴い、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定について決議いたしましたので、下記のとおり、改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の基本理念及び「エイアンドティー企業行動憲章」の下に、各法令、定款、取締役会規則並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
 - (2) 当社の基本理念、「エイアンドティー企業行動憲章」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
 - (3) 業務執行部門でのセルフチェックの他、内部監査室による内部監査を通じて、コンプライアンス体制の更なる充実・改善に努める。
 - (4) 取締役及び使用人は、社内において重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査等委員会、コンプライアンス統括室及び経営管理本部に報告し、取締役は直ちに是正し再発防止策を講じるものとする。
 - (5) 社内における法令遵守上、疑義のある行為等について、取締役又は使用人が社内及び社外（顧問弁護士事務所）の相談窓口へ直接情報提供を行う手段としてヘルプラインを設置する。
 - (6) ヘルプラインの運営は、コンプライアンス「ヘルプライン」運用規程に基づいて行う。
 - (7) 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切の関係を遮断するとの基本方針を定め、当社取締役及び使用人に周知徹底を図る。また、コンプライアンス統括室及び経営管理本部を主体として、警察、弁護士等の外部機関との連携の上、反社会的勢力を排除するための体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)については、法令及び当社

NEWS RELEASE

の会社情報取扱規程の定めに基づき、関連資料とともに、これを所定の期間、所定の部署に保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 平常時における事業の運営・発展に伴うリスクを適切に把握するために、毎月の経営会議において、経営課題、事業戦略、月次決算の確認、事業リスク等に関する情報を共有し、課題を発見した場合は、直ちに同会議にて是正対策を講じるものとする。
- (2) 緊急時においては、危機管理規程に基づき、顕在化した危機の重大性に応じて適切に対応し、速やかに復旧、事後処理にあたる。
- (3) その他、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、コンプライアンス統括室及び経営管理本部が行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、会社の組織及び各部署の業務分掌、決裁権限等を定める社内規程に基づき、会社組織を構築し、権限委譲を行うことにより、効率的な職務執行を実現する。
- (2) 取締役が出席する取締役会を原則として毎月1回開催し、法令及び取締役会規則に基づき、委嘱された職務執行に関する報告、重要事項の決議を行う。また、書面決議により、機動的な職務執行と意思決定を行う。
- (3) 取締役は、経営効率化のため、常勤役員、理事、参与、顧問が出席する経営会議を原則として毎月1回開催し、経営課題、事業戦略、月次決算の確認、事業リスク等に関する情報を共有し、必要事項は取締役会へ上程する。

5. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は上場企業として自ら経営責任を持ち事業経営を行っていることから、内部統制システムの構築については親会社から独立して取り組むことを基本とする。ただし、親会社とは、適宜、経営情報の交換、人材交流などの関係を良好に維持し、連携を図るものとする。

6. 財務報告の信頼性確保のための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の各法令、会計基準及び当社の経理規程等に基づき、適正な会計処理を行い有効かつ適切な内部統制の体制を整備する
- (2) 内部統制の体制については、内部監査室が会計監査人と連携して適正に機能することを継続的に評価する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会より要請があった場合、その職務を補助すべき使用人を任命する。

8. 取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務に係る業務について、監査等委員でない取締役の指揮・命令を受けず、選定監査等委員の指揮・命令に従うものとし、人事考課、採用、異動、懲戒については、選定監査等委員の同意を得るものとする。

9. 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- (1) 常勤監査等委員は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する

NEWS RELEASE

ため、経営会議等、重要会議に出席する。また、全ての稟議書や重要会議の議事録を閲覧可能とし、必要に応じて監査等委員でない取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(2) 監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会（又は、選定監査等委員）からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。

10. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な処遇は行わない。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員がその職務の執行について生ずる年間費用については一定の予算を定める。

(2) 監査等委員より当該費用の請求を受けたときは、監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づき当該費用及び債務を適切に処理する。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス統括室と連携して、監査等委員でない取締役の職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

(2) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役及び使用人の職務執行の監査の充実を図るため、定期的に代表取締役と会合し相互認識を深めるとともに、各監査等委員でない取締役及び役職者とも個別面談を実施する。

(3) 監査等委員会が必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント等、社外のアドバイザーを任用することができる。

以上